

この人にこのテーマ

とも反対されていますね。

「銀行が資産として無制限に株式を持つことが許されているのは日本だけ。米国は大恐慌後の一九三三年に制定されたグラス・スティガル法で銀行の株式保有を禁止した。英國でも慣習法で禁じられ、ドイツでは自己資本の六割までしか保有できない。これは銀行の経営が株価の変動で影響を受けた。株価が上昇していた時は自己資本比率の充実や銀行独自の内部格付けの活用方法などをしっかり検討する必要がある」

の株式の移動に関して株式譲渡課税を免除扱いにするなどの税制改正が必要だ」

立っている」と比率は下がり、貸し済りの自己資本が減少した。自己資本比率を8%に維持しようとすると、自己資本が増え、貸し出し余力が急増し

きです。一方で、貸し出し余力は約五十億円減少した。九七秋以降の信用収縮の原因は、銀行が株を持っていたからで

らなかった。その結果として、貸し出し余力は約五十億円減少した。九七秋以降の信用収縮の原因は、銀行が株を持っていたからで

ある」

「バブルが起きたのも株価が高騰して銀行の含み益が増え、自己資本も増えたからともいえる。株価の乱高下が融資姿勢を左右す

る」というのは問題だ」

「BIS規制の見直しで、銀行の株式保有をどう変えるべきですか。」

「九七三月から九年九月までに、有価証券の含み益を四五%まで自己資本に算入することを求めるためには新規制是有効ではないですか。

「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映するという点だ。例えば、格付けの悪い企業に対する融資は、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映する」と

「BIS規制では、当時過度の規制を見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映する」と

「BIS規制では、当時過度の規制を見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

BIS規制の見直し



文京女子大教授

菊池 英博氏

きくち・ひでひろ 東大教養学部卒。1959年に東京銀行(現東京三菱銀行)に入り、オーストラリア東京銀行頭取などを経て退職。95年4月から現職。金融論、国際金融論。63歳。

《BIS規制》

国際的に業務を実施している民間銀行に対する自己資本比率に関する世界的な統一規制。主要国の銀行監督当局で組織されるバーゼル銀行監督委員会(事務局=スイス・バーゼル)が作成する。規制の目的は銀行の健全性を確保するとともに各国の民間銀行の競争条件を一致させること。1980年代に過小資本にもかかわらず貸出資産を増やして、シェアを伸ばした邦銀の活動に歯止めをかけることも狙った。現行規制では自己資本比率が8%以上ないと国際業務ができない。現在、見直し作業が進んでいるが、8%の基準自体は変わらない。2000年中に見直し案を決定する。BIS規制では、国内だけで業務をする国内基準行については基準を定めていないが、日本は独自に4%以上と定めている。

「格付けが米国の格付けによるものが多いといふ現状のまま新BIS規制を導入すると、米系格付け

――バーゼル銀行監督委員会は国際決済銀行(BIS)の規制見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映する」と

「BIS規制では、当時過度の規制を見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映する」と

「BIS規制では、当時過度の規制を見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映する」と

「BIS規制では、当時過度の規制を見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映する」と

「BIS規制では、当時過度の規制を見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際の貸出先の格付けを反映する」と

「BIS規制では、当時過度の規制を見直し案を提示しています。どう対応すべきですか。

信用収縮招かぬ改革を

――銀行の株式保有などをどう変えるべきですか。

「銀行の持ち株会社を活用する。銀行本体が持つ株式を傘下の証券会社などに移し、銀行本体が保有株の影響を受けないようにする。そのためには早く、連続納税制度や、グループ内質的な改革はできない」

(聞き手・安井 幸之)